

# 飛驒法人会だより

No.206  
2016

平成28年8月20日 第206号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三／編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/> TEL 0577-34-2201  
メールアドレス [hidahojn@siren.ocn.ne.jp](mailto:hidahojn@siren.ocn.ne.jp) FAX 0577-33-1093

夏



## 目次

- 新署長さんのご紹介……高山税務署長 土屋 雅則……………2
- 高山税務署 定期人事異動……………3
- 税務署からのお知らせ……………4～9
  - 平成28年度税制改正 ・納税環境整備 ・法人課税
  - 輸出物品販売場制度の改正について
- (公社)飛驒法人会 第4回 定時総会開催……………10～12
- 第4回 (一社)岐阜県法人会連合会 定時総会開催・女性部定時総会開催……………13
- 休憩室……………今、ふるさとに何を！……………14～15
- 事業所訪問……………坂本設備工業株式会社……………16～17
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)……………18～19
- 青年部会だより・女性部会だより……………20～21
- 読者の窓……………23
- 事務局だより・編集後記……………24



— カツラの巨木群(天然県立自然公園)— 飛驒市河合町天生

## 高山税務署 新署長さんのご紹介



高山税務署長 つちや まさのり  
土屋 雅則

署長さんは、昭和36年のお生まれで、55歳になられます。

ご出身は、岐阜県武儀郡武儀町(現在 関市)で、お母様が一人で暮らしているそうです。

現在、御自宅は各務原市にあるそうです。その御自宅に奥さんと2人の娘さんを残され高山へ単身赴任されました。

昭和56年の半田税務署管理部門を振り出しに、その後は主に資産税の仕事に従事し、名古屋国税局資産課税課には通算11年勤務されました。平成23年には三島税務署副署長、その後、小牧税務署筆頭副署長、名古屋派遣国税庁監察官を経て高山税務署長に着任されました。

高山税務署には、18年前の平成9年から平成10年の2年間勤務されていたそうです。その経験もあって、飛驒地方については、酒、食べ物、自然、温泉など…全てが美味しくて体に優しいという印象を持っておられ、「そんな飛驒高山で再び勤務できることができ、とても幸せです。」とおっしゃっていました。

着任に当たっては、内には「明るく風通しの良い職場づくり」を、外には「適切な行政サービスの提供」と「適正・公平な課税・徴収」を図っていきたくないと語っていました。



高山税務署 定期人事異動

転 出 等			転 入		
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
署 長	後 藤 邦 之	局・課税第二部 酒 税 課 長	署 長	土 屋 雅 則	国 税 庁 名 古 屋 派 遣 監 察 官
<b>法 人 課 税 部 門 職 員</b>					
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
法人課税第一部門事務官	村 田 有 希 千 種	法 人 課 税 第 一 部 門 事 務 官	法人課税第一部門上席国税調査官	野 中 森 鹿 千 種	法 人 課 税 第 一 部 門 上 席 国 税 調 査 官
法人課税第二部門統括国税調査官	中 西 彰 彦	局・査察部 査察総括第二課査察情報技術専門官	法人課税第二部門統括国税調査官	山 崎 智 広	局・査察部 査察総括第二課処務係長
法人課税第二部門事務官	山 田 智 之	名古屋北 法 人 課 税 第 二 部 門 事 務 官	法人課税第二部門上席国税調査官	澤 本 敏 幸 小 牧	特別国税調査官(法人)付上席国税調査官
<b>そ の 他 の 部 門 の 職 員</b>					
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
総 務 課 長	長 瀬 真 治	名古屋北 総 務 課 長	総 務 課 総 務 課 長	高 橋 泰 幸	局・課税第一部 統括国税実査官付総括主査
総 務 課 総 務 係 長	宇 佐 美 貴 則	中 川 法 人 課 税 第 一 部 門 上 席 国 税 調 査 官	総 務 課 総 務 係 長	水 野 文 仁	高 山 総 務 課 会 計 係 長
総 務 課 会 計 係 長	水 野 文 仁	高 山 総 務 課 総 務 係 長	総 務 課 会 計 係 長	坂 野 聡 子	高 山 個 人 課 税 第 二 部 門 国 税 調 査 官
総 務 課 総 務 係	寺 本 貴 俊	刈 谷 総 務 課 総 務 係	総 務 課 総 務 係	玉 腰 宙 希 豊 田	法 人 課 税 第 四 部 門 国 税 調 査 官
管理運営部門統括国税徴収官	紅 野 康 夫	刈 谷 管 理 運 営 第 一 部 門 統 括 国 税 徴 収 官	管理運営部門統括国税徴収官	小 川 孝 己	松 阪 管 理 運 営 第 二 部 門 統 括 国 税 徴 収 官
管理運営部門統括上席国税徴収官	間 瀬 智 紀	名古屋東 管 理 運 営 部 門 統 括 上 席 国 税 徴 収 官	管理運営部門統括上席国税徴収官	山 田 光 俊	尾 鷲 管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門 上 席 国 税 徴 収 官
管理運営部門国税徴収官	松 枝 洋 治	名古屋中村 総 務 課 会 計 係 長	管理運営部門上席国税徴収官	坂 野 知 精	津 島 管 理 運 営 第 一 部 門 上 席 国 税 徴 収 官
管理運営部門国税徴収官	本 山 諒 昭 和	管 理 運 営 第 三 部 門 国 税 徴 収 官	管理運営部門国税徴収官	伊 藤 毅 高 山	個 人 課 税 第 二 部 門 国 税 調 査 官
管理運営・徴収部門上席国税徴収官	中 島 実 西 尾	管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門 上 席 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門上席国税徴収官	加 藤 正 一	局・徴収部 特別整理第四部門国税徴収官
管理運営・徴収部門国税徴収官	伊 吹 有 里	局・徴収部 機 動 課 集 中 電 話 告 告 セ ン タ ー 室 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門徴収官	金 澤 輝 久	西 尾 管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門 徴 収 官
個人課税第一部門統括国税調査官	中 尾 光 治	局・課税第一部 個 人 課 税 課 国 際 税 務 専 門 官	個人課税第一部門統括国税調査官	池 野 朋 宏	名 古 屋 中 個 人 課 税 第 四 部 門 統 括 国 税 調 査 官
個人課税第二部門統括国税調査官	中 島 裕 介	岐 阜 南 個 人 課 税 第 三 部 門 統 括 国 税 調 査 官	個人課税第一部門事務官	里 見 和 香	刈 谷 個 人 課 税 第 二 部 門 事 務 官
個人課税第二部門上席国税調査官	松 下 秀 明	大 垣 個 人 課 税 第 二 部 門 上 席 国 税 調 査 官	個人課税第二部門統括国税調査官	佐 藤 善 保	関 個 人 課 税 第 二 部 門 上 席 国 税 調 査 官
個人課税第二部門国税調査官	坂 野 聡 子	高 山 総 務 課 会 計 係 長	個人課税第二部門上席国税調査官	田 中 俊 行	熱 海 個 人 課 税 第 二 部 門 上 席 国 税 調 査 官
個人課税第二部門国税調査官	高 橋 勇 太	富 士 個 人 課 税 第 二 部 門 国 税 調 査 官	個人課税第二部門国税調査官	荒 木 勇 登	多 治 見 個 人 課 税 第 二 部 門 国 税 調 査 官
個人課税第二部門国税調査官	木 村 知 美	局・総務部 会 計 課 経 費 第 一 係 主 任	個人課税第二部門国税調査官	渡 邊 慎 太 郎	三 島 個 人 課 税 第 一 部 門 国 税 調 査 官
個人課税第二部門国税調査官	伊 藤 毅	高 山 管 理 運 営 部 門 国 税 徴 収 官	個人課税第二部門事務官	高 山 純 弥	静 岡 個 人 課 税 第 二 部 門 事 務 官
個人課税第二部門事務官	鈴 木 康 平	名 古 屋 西 総 務 課 会 計 係	個人課税第二部門事務官	高 須 美 宇 矢	一 宮 個 人 課 税 第 三 部 門 事 務 官
資 産 課 税 部 門 事 務 官	片 岡 将 典	名 古 屋 中 特 別 国 税 調 査 官 (資 産 税) 付 事 務 官	資 産 課 税 部 門 事 務 官	清 川 翔 太	静 岡 資 産 課 税 第 二 部 門 事 務 官



# 平成28年度 税制改正

## 納税環境整備

### (1) 国税のクレジットカード納付制度の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、平成29年1月より、インターネット上でのクレジットカード納付を可能とする制度を創設します。

※納付書で納付できる国税を対象とし、税目についての制限はありません。

※手数料は、利用者(納税者)の負担となります。

### (2) マイナンバー記載の対象書類の見直し

マイナンバーを記載することによる本人確認手続等、納税者の負担が増加することを踏まえ、税務関係書類(申告書及び調書等を除く。)のうち申告等の主たる手続と併せて提出されることが想定される等の一定の書類について、原則、平成29年1月より、マイナンバーの記載を不要とする見直しを行います。

### (3) 加算税の加重措置の導入

悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課されたものが、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合については、平成29年1月より、加算税を10%加重する措置を導入します。

#### 「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返した場合

	【改正前】	【改正後】
〈無申告の場合〉無申告加算税	→ 15% (20% <sup>(※)</sup> )	→ 25% (30% <sup>(※)</sup> )
〈仮装・隠蔽の場合〉重加算税(過少・不納付)	→ 35%	→ 45%
重加算税(無申告)	→ 40%	→ 50%

(※) 無申告加算税が課される納付すべき税額のうち50万円超の部分が対象となります。



# 法人課税

## 成長志向の法人税改革

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した改革を更に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革します。

### 参考 改革初年度(平成27年度改正)における対応

- (1) 税率の引下げ 国・地方の法人実効税率 34.62% → 32.11%
- (2) 課税ベースの拡大等
  - ① 欠損金繰越控除の見直し
  - ② 受取配当等益金不算入の見直し
  - ③ 法人事業税(地方税)の外形標準課税の拡大
  - ④ 租税特別措置の見直し(研究開発税制の見直しなど)

### (1) 税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には**23.4%**に、平成30年度には**23.2%**に引き下げます。

※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

#### 参考 国・地方の法人実効税率

目標としていた「法人実効税率20%台」を、改革2年目に実現します。

	従前	平成27年度 (改革初年度)	平成28年度 平成29年度 平成28年度改正(改革2年目)	平成30年度
法人税率	25.5%	23.9%	<b>23.4%</b>	<b>23.2%</b>
法人事業税所得割(※)	7.2%	6.0%	<b>3.6%</b>	<b>3.6%</b>
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	<b>29.97%</b>	<b>29.74%</b>

(※) 大法人の場合。  
平成28年度までは地方  
法人特別税を含みます。

### (2) 課税ベースの拡大等

#### ① 租税特別措置の見直し

- 生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	～平成27年度	平成28年度	平成29年度
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	廃止

※それぞれ、4月1日以後  
に取得等をする資産に  
ついて適用されます。

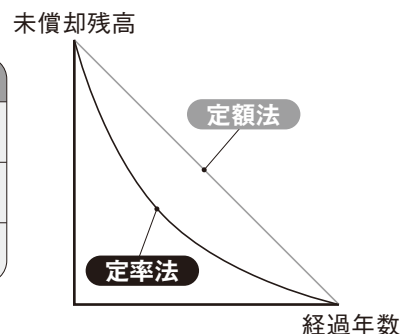
- その他、環境関連投資促進税制や雇用促進税制などの見直しを行います。

## ②減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化します。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	<b>定額法</b>
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

※平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。



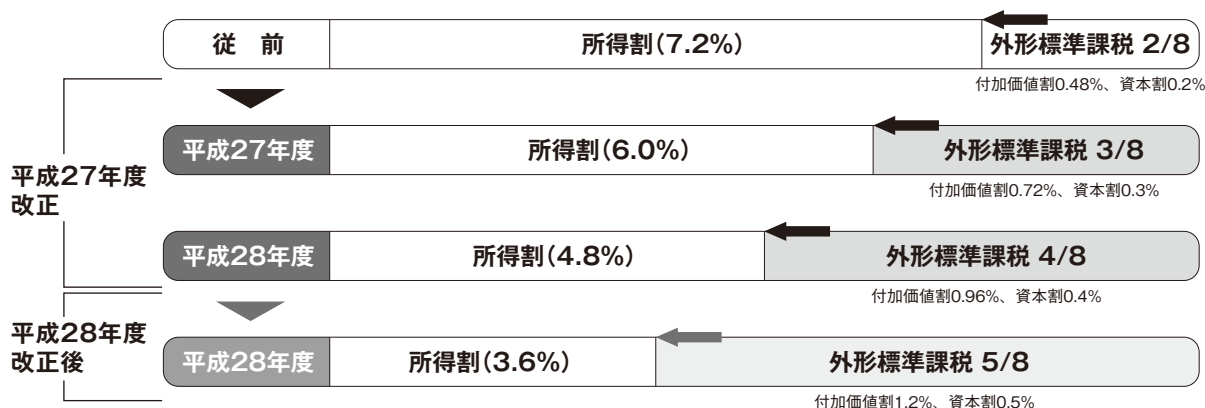
## ③欠損金繰越控除の更なる見直し

改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するための見直しを行います。

	従前	平成27年度改正	平成28年度改正後
控除限度 (大法人)	所得の80%	平成27年度 → 所得の65% 平成28年度 → 所得の65% 平成29年度以後 → 所得の50%	〔平成27年度 → 所得の65%〕 平成28年度 → 所得の60% 平成29年度 → 所得の55% 平成30年度以後 → 所得の50% ※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。
繰越期間	9年	平成29年度以後の欠損金 → 10年	<b>平成30年度以後の欠損金 10年</b> ※平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

## 参考 法人事業税(地方税)の外形標準課税の更なる拡大

●改革を加速し、大法人について、外形標準課税を更に拡大します。



※所得割の税率には、地方法人特別税の税率を含みます。

※平成28年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

●一定規模以下の法人に負担増が生ずる場合には、その一部を軽減します。(平成28～30年度)

## その他の措置

### (1) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組み(地域再生法の改正)の下で、認定事業に対する寄附金額の一部を税額控除する制度を導入します。

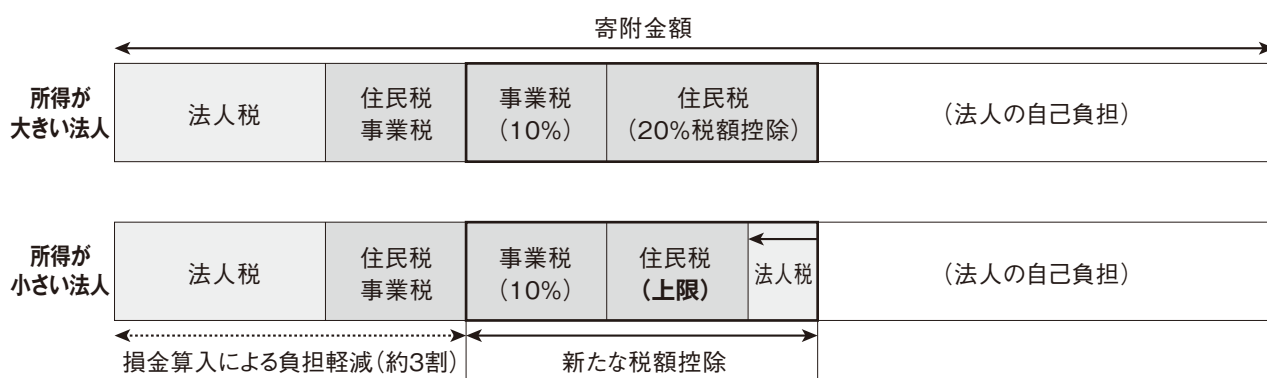
※地方交付税の不交付団体であって、東京圏・近畿圏中心部・中部圏中心部にある団体は上記枠組みの対象となりません。

※主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象となりません。

※地域再生法の一部改正法施行日から平成32年3月31日までの間に支出する寄附について適用されます。

従前の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、

- ① 法人事業税：寄附金額×10%の税額控除(税額の20%(平成29年度以降は15%)を上限)
- ② 法人住民税：寄附金額×20%の税額控除(税額の20%を上限)
- ③ 法人税：②で控除しきれなかった金額と寄附金額×10%のうちいずれか少ない金額の税額控除(税額の5%を上限)





# 輸出物品販売場制度の改正について

平成28年4月  
国 税 庁

消費税法等の一部改正により、輸出物品販売場制度について、次の見直しが行われました。

## 1 免税販売の対象となる購入下限額の引下げ

免税販売の対象となる購入下限額は、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額(税抜)の合計額が、一般物品は1万円超、消耗品は5千円超とされていましたが、今般の改正により、次のとおり、**5千円以上**にそれぞれ引き下げられました。

免税対象物品の区分	改正前	改正後
一般物品 (家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》)	1万円超	5千円以上
消耗品 (飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品)	5千円超	5千円以上

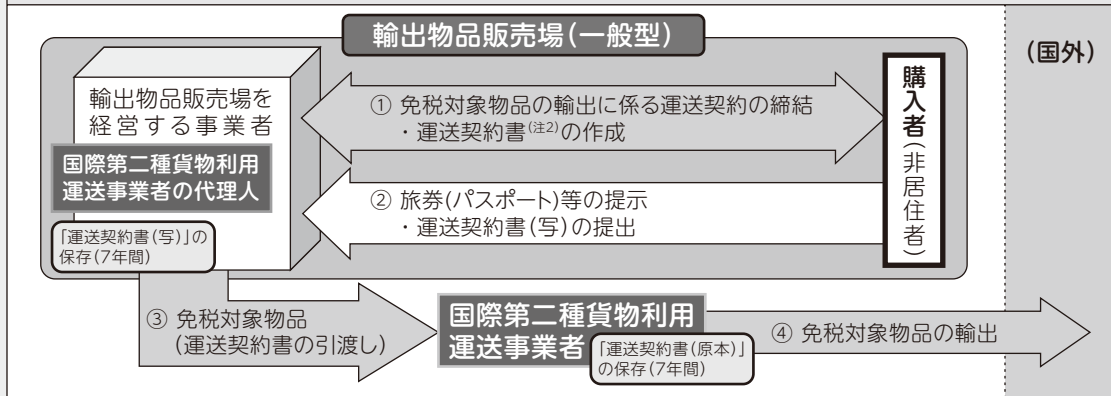
(注) 同一の輸出物品販売場において、同一の非居住者に対して、一般物品と消耗品のいずれも販売する場合は、一般物品と消耗品ごとにそれぞれ販売価額(税抜)の合計額が5千円以上であるかどうかを判定することとなります。

**適用開始時期** 平成28年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用。

## 2 非居住者が免税対象物品を海外へ直送する場合の免税手続の簡素化

非居住者が輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際、①国際第二種貨物利用運送事業者(注1)と当該物品の輸出に係る運送契約を締結し、②当該販売場に当該運送契約に係る契約書の写しの提出及び旅券等の提示を行い、③当該物品をその場で当該運送事業者(代理人を含む。)に引き渡して海外へ直送する場合には、購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略できることとされました。

### 海外へ直送する場合の一般型輸出物品販売場における免税手続の流れ (輸出物品販売場を経営する事業者が運送事業者の代理人となる例)



※ 非居住者が手続委託型輸出物品販売場において購入する免税対象物品を海外へ直送する場合において、免税手続カウンターに運送契約書の写しの提出及び旅券等の提示を行い、その場で当該物品を国際第二種貨物利用運送事業者(代理人を含む。)に引き渡す場合には、上記の例と同様に、購入記録票の作成や購入者誓約書の提出等を省略することができます。

(注1) 「国際第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営業者をいいます。

(注2) 免税対象物品の輸出に係る運送契約書及び当該運送契約書の写し(以下「運送契約書等」といいます。)には、購入者(非居住者)の在留資格や旅券番号、免税対象物品の品名ごとの数量・価額等が記載される必要があります。なお、記載すべき事項の全部又は一部が記載された明細書等を運送契約書等に貼り付け、かつ、当該明細書等と運送契約書等との間に国際第二種貨物利用運送事業者(代理人を含む。)又は輸出物品販売場を営業者が割印した場合には、当該明細書等に記載された事項の運送契約書等への記載を省略することができます。

(注3) 非居住者に販売する免税対象物品のうち一部を海外へ直送し、一部はその非居住者が携行して輸出する場合、免税対象金額の判定は、海外へ直送する物品と携行する物品とを区分せず行います。この場合、非居住者が携行して輸出する物品については、購入記録票の作成及び購入者誓約書の提出等が必要です。

**適用開始時期** 平成28年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用。



### 3 商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例

商店街の地区等に所在するショッピングセンター等の大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合又は事業協同組合(商店街振興組合等)の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を経営する他の事業者は、当該販売場を商店街の地区等に所在する販売場とみなして、**「輸出物品販売場許可申請書(手続委託型用)」**に次の書類その他参考となる書類を添付して、納税地の所轄税務署長に申請することとなります。

添付書類	販売場の所在する大規模小売店舗が所在する商店街の見取図
	免税販売手続の代理に関する契約書の写し
	商店街振興組合等の定款の写し
	大規模小売店舗の設置者が商店街振興組合等の組合員であることを証する書類
	承認免税手続事業者の承認通知書の写し
	申請者の事業内容が確認できる資料(会社案内やホームページ掲載情報など)
許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料(商品カタログなど)	

また、当該許可を受けた手続委託型輸出物品販売場と当該商店街の地区等に所在する手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続を代理する一承認免税手続事業者(免税手続カウンター)は、それぞれの販売価額(税抜)の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる購入下限額以上かどうかを判定できます。

#### 免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合の手続

「大規模小売店舗(その設置者が商店街振興組合等の組合員である場合に限り)を特定商業施設とする免税手続カウンター」を設置している承認免税手続事業者が、当該免税手続カウンターを「商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンター」に変更するためには、新たに承認免税手続事業者の承認を受ける必要があります。この承認を受けるためには、「承認免税手続事業者承認申請書」に、免税手続カウンターの見取図等のほか、次の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に申請することとなります。

- ▶ 新たに承認を受けようとする商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターにおいて、引き続き当該承認免税手続事業者が免税販売手続を代理することについて、当該大規模小売店舗内で手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者が同意すること又は同意しないことが確認できる書類(注)及び当該手続委託型輸出物品販売場の名称・所在地等を記載した書類
- ▶ 大規模小売店舗の設置者が商店街振興組合等の組合員であることを証する書類及び当該大規模小売店舗の見取図

(注) 承認免税手続事業者が、新たに商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターの設置承認を受けた場合には、大規模小売店舗を特定商業施設とする従前の承認の効力は失われます。  
したがって、当該大規模小売店舗内で手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者が、当該商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターにおいて、引き続き免税販売手続を代理させるためには、その旨に同意することが必要です。

**適用開始時期** 平成28年5月1日以後に行われる輸出物品販売場の許可申請等及び課税資産の譲渡等について適用。

### 4 購入者誓約書の電磁的記録による提供・保存

非居住者が行う輸出物品販売場への購入者誓約書の提出は、免税対象物品を輸出する旨を誓約する電磁的記録(購入者誓約書の記載事項を記録したものに限り)の提供によることとされました。

また、輸出物品販売場を経営する事業者が当該電磁的記録の提供を受けた場合には、次のとおり、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」第8条第1項各号に規定する措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する必要があります。

#### 非居住者から提供を受けた電磁的記録の措置・保存要件の概要

- (措置) 電磁的記録による提供を受けた後、遅滞なく、記録事項にタイムスタンプを付すこと、又は電磁的記録の訂正等の防止に関する事務処理規程を定め、当該規程に沿った運用を行うこと
- (要件) 電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくとともに、記録事項を検索することができる機能を確保しておくこと

**適用開始時期** 平成28年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用。

### 5 免税対象物品の範囲の見直し

免税対象物品から、「金又は白金の地金」が除かれることとされました。

**適用開始時期** 平成28年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用。

## 公益社団法人 飛驒法人会 第4回 定時総会開催

●と き 平成28年6月9日 ●ところ 高山グリーンホテル

- 平成28年度の定時総会は、出席会員数80社（委任状提出1,043社）が参加し盛大に開催されました。
- 平成27年度事業報告、平成28年度事業計画などの議案が満場一致で承認可決されました。議事終了後、来賓高山税務署長 後藤邦之氏、名古屋税理士会高山支部長 山下英一氏から祝辞を賜り、大同生命保険㈱・AIU損害保険会社・アフラック各社の祝電を披露して終了しました。
- 総会終了後、懇親会に移り交流・意見交換を展開。盛会裏に終了しました。



## 平成27年度 事業報告（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（公社）飛驒法人会は、公益性と透明性の充実を図り、「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体として ①研修会などの開催による会員の積極的な自己啓発を支援し、企業経営の健全な発展に資するとともに ②小・中学校の児童・生徒さんへの租税教室の開催 ③税金クイズ等による税知識の普及など公益目的事業にも積極的に取り組んできたところである。

### 1. 組織の現状

平成27年12月末における会員数は1,766社（前年同期比32社減少）で加入率は47.4パーセント（前年同期比0.9ポイント減少）となり、県平均値49.5パーセントを2.1ポイント下回り、依然として経済低迷の影響による会員減少傾向が進んでいる。

### 2. 事業の実施状況

#### (1) 公益目的事業

青年部会・女性部会による小学校児童、中学校生徒への租税教室、税を考える週間行事の税金クイズ、及び会報誌・ホームページでの税知識の普及活動など、対象を非会員にも

拡大して取り組んだ。

また、講演会の開催、地域イベントへの協賛、福祉施設への寄付や訪問など、社会貢献活動に取り組んだ。

税法研修会は一般の参加者を募るなど、税知識の普及に努めた。

## (2) 会員支援等事業

総会時の懇親会などの会員交流、全日本労働福祉協会による健康診断、並びに生命保険3社、損害保険会社提供の福利厚生制度の推進に努めた。

# 平成28年度 事業計画 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

## 基本方針

(公社)法人飛驒法人会は、公益性と透明性の向上を図り「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体として、組織の充実強化を図りつつ、税務当局と協調して、消費税期限内納税の推進をはじめe-Taxの拡大など納税意識の向上と租税教室、税務研修会、会報誌・ホームページによる税知識の普及等を図り、会員の積極的な自己啓発を支援するとともに、一般市民にも各種事業への参加を求めるなど、企業経営及び地域社会の健全な発展実現に努める。

## 推進する主要事業

### 1. 租税教育等事業

- ①租税教室 …………… 青年部会及び女性部会による  
小・中学校での租税教室開催
- ②税の絵はがきコンクール …………… 租税教室開催時に作品募集
- ③税金クイズ(勢を考える週間行事) …………… 税金展示場において実施
- ④税務研修会 …………… 各支部ごとに開催
- ⑤広報誌・ホームページによる税情報の提供 …… 法人会だよりの一般配布

### 2. 社会貢献事業

- ①講演会の開催 …………… 一般市民への参加案内
- ②地域イベント協賛 …………… 地域団体等との共同開催
- ③社会福祉団体等への寄付等 …………… 寄付金、ボランティア活動

### 3. 会員支援事業

- ①健康診断の実施
- ②定時総会時の懇親会、全法連が提供(保険会社3社へ委託)福利厚生制度の推進



## 公益社団法人 飛驒法人会 新役員名簿

(任 期：平成28年度)

役 職	氏 名	法 人 名
会 長	岡 田 賛 三	飛驒産業(株)
副 会 長	洲 岬 孝 雄	(株)洲さき
〃	伊 東 祐	益田信用組合
〃	牛 丸 理	アルプス薬品工業(株)
〃	山 本 善 隆	(株)山善商店
常任理事	松 岡 守	(株)マツオカ
〃	桂 川 廣 明	桂川電工(株)
〃	山 下 悦 良	(有)ヤマシタ
〃	長 瀬 雅 彦	(株)長瀬土建
〃	老 田 哲 康	(有)老田屋
〃	小 瀬 富 夫	(有)焼乃湯
〃	北 村 齊	日進木工(株)
〃	鍋 島 道 雄	(株)鍋島商店
〃	細 尾 晃	高山信用金庫
理 事	新 谷 政 晴	(株)高山グリーンホテル
〃	川 崎 誠	川崎電気工事(株)
〃	杉 山 和 宏	高山電材(株)
〃	住 宏 夫	高山印刷(株)
〃	中 田 学	(株)中田電気工事
〃	高 桑 光 範	大垣共立銀行高山支店
〃	二木 長右衛門	二木酒造(株)
〃	挾 土 貞 吉	(株)挾土組
〃	向 井 田 代 子	(株)紀 文
〃	林 謙 三	飛驒信用組合
〃	林 誠	飛驒建設(株)

役 職	氏 名	法 人 名
理 事	原 田 勝 由 樹	(有)原田酒造場
〃	高 木 淳	十六銀行高山支店
〃	桑 谷 康 弘	高山米穀(協)
〃	蓑 谷 雅 彦	(株)みの谷
〃	向 井 鉄 也	(株)紀 文
〃	星 屋 俊 人	(株)讃 建
〃	杉 浦 晃	杉浦電気工事(株)
〃	説 田 三 郎	(株)セツダ
〃	滝 康 洋	(株)水明館
〃	中 川 正 之	(株)ハウテック
〃	島 秀 太 郎	日産工業(株)
〃	船 坂 時 彦	うお時商店(有)
〃	二 村 治 秀	(有)小坂タイヤ商会
〃	大 宮 昌 夫	(有)大宮自動車整備工場
〃	小 坂 守	(株)小坂建設
〃	柳 七 郎	(株)柳 組
〃	渡 辺 久 憲	(有)渡辺酒造店
〃	亀 谷 豊	(株)アルプスサイン
〃	鈴 木 進 悟	(有)鈴木工務店
〃	田 丸 正 則	蒲田建設(株)
〃	和 仁 裕 一	和仁産業(株)
監 事	松 井 正 勝	MMPC税理士法人
〃	山 下 英 一	山下英一税理士事務所

(注)28年度の一部の役員について改選がありましたので掲載しました。

## 第4回（一社）岐阜県法人会連合会定時総会開催

●と き 平成28年6月2日 ●ところ 岐阜グランドホテル

- 名古屋国税局課税第二部長栗原克文氏、名古屋税理士会岐阜県支部連合会会長篠寄馨氏他多数の来賓を迎えて盛大に開催されました。
- 平成27年度決算報告、役員補充選任について満場一致で承認可決されました。
- 平成27年度事業報告、平成28年度事業計画・収支予算について報告がありました。
- 功労者表彰として全法連会長・県連会長から表彰状の贈呈があり、下記受賞者の方が表彰されました。（敬称略）

### 全法連会長表彰（飛驒法人会の受賞者）

理事 説田 三郎（株）セツダ



総会の様子（村瀬県連会長）

### 県連会長表彰（飛驒法人会の受賞者）

常任理事 細尾 晃 高山信用金庫  
理事 原田 勝由樹（有）原田酒造場



表彰の様子

## 女性部定時総会開催

●と き 平成28年5月12日 ●ところ 飛驒高山美術館

- 女性部会部会の定時総会が、高山税務署 後藤署長はじめ多数の来賓を迎え、会員28名が出席し盛大に開催しました。
- 平成27年度事業報告・決算報告、平成28年度事業計画・収支予算について満場一致で承認されました。
- 今年度当女性部会が主管にて開催される県下法人会女性部会連絡協議会の全会員の協力をお願いし、総会終了後の懇親会において活発な交流・意見交換を展開。盛会裏に終了しました。



# 休憩室

## 今、ふるさとに何を！ ～豊かな郷土づくりを進める中で～

竹原農地・水・環境保全会(下呂市) 代表 河原 良昭

竹原地区は竹原村の時代から2度の町村合併や人口減少・少子高齢化など社会構造の変化により①地域の連帯感や住民同士の意思疎通が希薄になってきたこと。②代々受け継がれてきた農村景観・農村文化が失われていく心配。③営農意欲の低下を招く鳥獣被害の拡大・耕作放棄地の増加。これらの3つの大きな課題があることから平成19年地域ぐるみのむらづくりを推進していくことが必要であると考え、竹原4地区の区長を中心に「竹原農地・水・環境保全会」を設立しました。

また各地域には「御厩野ふるさと会」「野尻花の里済美隊」「宮地ふるさと環境保全会」「ふるさと乗政を守る会」を結成しました。

さてここから何が始まったのでしょうか…?



都市と農村の交流(稲刈り体験ツアー)

### ●情報紙「竹原農地・水・環境保全かわら版」「竹原見どころマップ」の発行

合併後、市の広報紙から地域のコミュニティを結ぶ話題がぐんと減り住民から不満の声が聞こえるようになっていた。そこで平成19年から始まった「農地・水・環境保全向上対策事業」の一環として住民の情報共有の場となる「かわら版」を年4回・「マップ」は年1回発行、全世帯に配布し住民や観光客に多大の好評を得ています。これが新しい地域創生の原点としてとらえています。

### ●「ふれあい農園」「共同農園」等の開設

希薄となっていた竹原地域の連帯感を再生するた



「かわら版」「マップ」発行

めに各地区に「ふれあい農園」等を開設。この農園は行けばいつでも誰とでも交流できる「青空公民館」名付け、農家・非農家・世代を超えた交流の場を創出しています。これは子どもたちの農業農村に対する理解が深まるだけでなく地区内に子どもたちの元気な声が響き活性化に繋がっています。また収穫された農産物は地域内の独居老人・高齢者世帯などに配布し喜ばれています。



「ふれあい農園」でトウモロコシ苗植え

### ●農村文化の継承

江戸時代中期から伝わっている伝統の「鳳凰座歌舞伎」はこの地域の文化の中心であり多くの保存会員やファンに支えられて竹原地域の魅力を発信する場となっています。

尚、本年の公演には古田県知事が出演され、いつもに増して多くのファンが押し寄せました。また150年程前から続く豊作を祈願する虫追い行事(毎年7月24日)別名「松明立て」や節分の鬼めぐりなど故郷を大切に思う気持ちが子ども世代へと受け継がれています。





次世代が守る鳳凰座歌舞伎

### ●「野尻鹿亥猿隊」の結成

鳥獣被害が増加している今日、営農意欲の低下に心配した「野尻花の里済美隊」では、平成21年に鳥獣捕獲組織として「野尻鹿亥猿隊」を結成（10名）しました。隊員のパトロール・ワナによる捕獲活動により被害が大きく減少し、営農意欲の向上に繋がっています。（結成からイノシシ・シカなど300頭余捕獲）



技術研修会(ワナ)

### ●竹原ふるさと散歩(農村ウォーク)の開催

竹原地区の魅力を発信するため地域内外から参加者を募り毎年開催しています。近年は地域外の参加者が増え交流の場となっています。そして訪れるお客様のために除草・花飾りなどを積極的に行い農村環境が年々飛躍的に向上してきました。



シバザクラ・農村景観を眺めウォーク

### ●定住促進のモデル「乗政地区・三ツ石集落」子育てしやすい環境

乗政地区の東の山中にある「三ツ石集落」は総戸数36戸、人口168人の内子供の数が45人で人口に対する子供の割合が26.8%と下呂市全体の15.2%と比べると10ポイント余高くなっています。この地域は山中にあるため人に頼らず何事も住民全体で解決していく気風が昔から醸成されていました。

現在では環境保全是もとよりプール・ゲートボール場を建設。また年40回を超える昔からの地域行事を継承し住民同士のコミュニティーが強固となっています。Iターン・Uターン者もあり空き家率0%、耕作放棄地0%とびっくりすることばかりで今では竹原地域のモデルであり奇跡の集落です。



奇跡の集落・子どもたち

### ●今後…

活動のテーマである「豊かな郷土づくり」を忘れることなく、永遠のテーマとして色々な活動を通じて住民に周知し、絆を強固にして共同・共助の精神で活力ある地域にしていきたいと思えます。そして次代を担う子どもたちに「ふるさと」に愛着を抱かせるような活動を住民全員で取り組んでいきたい。

昨年、地元の中学校の卒業式で代表が「僕たちはもっと大きくなってふるさとに帰ってきます」と、この言葉に感動したのは私だけでなかったと思います。「今、ふるさとに何を！」しなければならないことが沢山みえてきました。

《平成27年度には  
「豊かなむらづくり」及び  
「美の里づくりコンクール」に於いて  
農林水産大臣賞を受賞しました。》

## 事業所訪問

### 坂本設備工業株式会社

#### 概 要

代 表 者：代表取締役 坂本 阪衛  
専務取締役 坂本 智樹  
所 在 地：本社 高山市冬頭町275-1  
創 業：昭和51年2月25日  
設 立：平成03年4月03日  
従業員数：正社員 4名  
事業内容：設備工事業、水道施設工事業、  
一般土木工事業

#### 対 談

ききて 本日は、専務取締役 坂本 智樹さんにインタビューさせていただきました。

ききて 初めに会社の生い立ちについてお聞かせください。

専 務 社長 坂本 阪衛が、いくつかの企業にて設備工事業に従事し、花里町にて個人営業を始めたのが、弊社の始まりです。その後、冬頭町に会社を移動し、水道工事業を始め、12年前より、私の入社とともに一般土木工事業を本格的に始めました。

私自身は、もともと土木工事業者に努めておりましたので、自然な流れだったと思います。

当時は、社長も含めて、企業の方向性について考えていたこともあり、私の入社が、現在の会社となるきっかけとなったかもしれません。

ききて 現在は、貴社の主軸として



専務 坂本智樹氏



会社外観

ご活躍されている専務さんですが、会社への思いをお聞かせください。

専 務 先ほどもふれましたが、会社の方向性を真剣に考える時期がありました。

それは、M&Aなども視野に入れた企業の根本的な事柄も含めての事でしたので、後継としての思いを自分なりに本気で考えました。そこで頭に浮かんだことが「地域に必要とされる企業になりたい」との思いでした。

今は、坂本設備工業(株)として成長すると決心し全力で仕事をしています。

ききて 坂本専務としての企業の成長とは？

専 務 まずは、人とのつながり、コミュニケーションによって会社を運営していくことでしょうか。現在は、職人、元請企業や協力企業といった現場関係の人たち、同業の仲間や同世代の仲間といった多くの方に支えられて企業運営を行っています。もちろんお客様とのつながりも重要です。つながりの中に自社、自身があること。そして、自社の技術が、



設備工事



今まで以上に必要とされる存在になること。そこに成長を感じています。

ききて 御社成長のキーワードは？

**専務** 弊社は、職人の会社です。技術を提供する会社です。その為にも今は、職人の育成が最も大切と考えています。それは、今いる社員の成長、技術を継承し若手を育てる事、それと同時に新しくこの業界に人を迎え入れる事。これらすべてが育成と考えています。女性の就業者も良いですねえ。我々の職業は、時間や企業にとらわれず、個人のスキルとしての技術を身に付けます。決して坂本設備工業でしか、若いうちしか使えない物でないところは、産休後の復帰においてもプラスに働くのではないのでしょうか。

また、以前に比べ、作業環境も変化してきました。作業機械、機器の発達は、従来のような力仕事を軽減していますし、現場におけるトイレなど作業環境にも変化が見られています。これは、若手就業者、女性就業者を意識した業界の変化だと思います。

人口減少や若手不足と言われる中において、弊社の仕事は、皆様の大切なライフラインを守る仕事です。お客様に、地域に、満足を提供できる職人を育て、雇用する事こそ、弊社の成長のキーワードだと考えています。

ききて 坂本専務は、商工会議所青年部会など業界を超えた地域活動にも積極的に参加してみえますが、これからの高山における地域、業界の成長についてはいかがですか？



**専務** 弊社の営業エリア(施工範囲)は、主に高山市内です。高山の成長無くして弊社の成長もあり得ません。

現在の高山は、東海北陸自動車道をはじめとして、人の交流は、ますます盛んになっています。その流れと同時に情報の流通も広がります。先ほどの成長のキーワードと重なりますが、ライフラインの重要な一端を担うのが、弊社の仕事です。

人の流れ、生活の動きの中に仕事があると考えると、高山が、動いていると感じることは、まだまだ高山に活路あり、ということではないのでしょうか。

職人を育成し、地域に必要とされる会社となり、かつ、高山に動きがあり、そこに弊社の職人の需要が生まれ、より良い技術の提供を通して、会社に必要性が生まれ、また、高山が動き出す。う～ん、やっぱり、今、弊社にとって重要なことは、職人の育成ですね。

ききて 「社員一人一人が、自身の成長の必要性を感じ、個々にスキルアップをしてくれる。」と話す坂本専務。専務の思いは、社員の皆さんにも届いているようです。

いただいた会社案内の表紙には、「地域に必要とされる会社を根指す」と書かれていました。目指すと同時に根付く、坂本専務の会社への、地域への、社員への思いが感じられるお言葉でした。

本日は、お忙しい中、お時間をいただき、ありがとうございました。(ききて：高橋)





## 高山南支部 秋を満喫!「飛騨あさひ紅葉祭り」

今年で第10回となる飛騨あさひ紅葉祭りが、カクレハ高原キャンプ場で行われます。

標高950m乗鞍山麓にある自然豊かなカクレハ高原には、たくさんの広葉樹があり、肌寒くなるこの時期、赤や黄色に葉が染まり、紅葉の名所になっています。

当日は、5ヶ所のポイントを巡る紅葉散策ラリー(ミニ抽選付き)、美味しいと大好評のきのこ鍋、地元朝日特産品のよもぎうどん、よもぎだんごなどが食べられる各種バザー、川魚をつかみ取りして塩焼きで食べられるコーナーなど、秋を十分満喫して頂けるイベントになっています。また、カクレハキャンプ場内のお風呂にも入浴することもできます。(バスタオル・石鹸等ご持参下さい。)

ご家族・お友達、ごぞって飛騨あさひ紅葉祭りへ是非お出掛けください。

- とき 平成28年10月22日(土) 10:00~14:00「雨天決行」
- ところ カクレハ高原キャンプ場



川魚のつかみ取り



紅葉散策ラリー

(森前 記)

## 小坂支部 標高1,800mの癒しのスポットはいかが

御嶽山の飛騨頂上から麓の街まで、200滝や溶岩流跡など数ある飛騨小坂のお薦めのスポットの中から、本日は全国でも最も高所にある温泉地の一つ濁河温泉市営露天風呂を紹介しします。冬期は閉鎖されるこの露天風呂、今年の営業は晩秋の11月8日まで。加温も加水もしない源泉かけ流しのお湯は、湧出時は無色透明ですが空気に触れると緑がかった乳濁色に変わります。泉温は51.9度、硫酸塩・炭酸水素塩泉。古くから御嶽の登山者や観光客に親しまれてきた飛騨小坂とっておきの癒しの空間です。



御嶽山の噴火から約2年、山頂付近の規制範囲が緩和されたと云えど、ここ濁河温泉にもまだまだかつてのような賑わいは戻っていません。夏から秋にかけては、飛騨御嶽トレーニングエリアを利用したハーフマラソン(9月22日)、ジョギング大会(10月16日)などのイベントも盛り沢山です。下界の喧噪や暑さを逃れて、ぜひこの機会にドライブがてらお出かけください。ワンコイン(500円)で気軽に楽しめる地元小坂人お薦めの一押し至福プランです。

(小林 記)

## 神岡支部 GSA (ジオ・スペース・アドベンチャー) 開催

7月16日(土)～17日(日)の2日間、神岡鉱山坑内の東京大学宇宙線研究所神岡宇宙素粒子研究施設「スーパーカミオカンデ」の見学をメインとしたイベントのGSA(ジオ・スペース・アドベンチャー)が開催されました。

イベントは、広大な地下空間をまちおこしに活用しようと、22年前から開催されています。参加者は神岡町公民館からマイクロバスに乗って、神岡鉱山の跡津坑口から入坑。坑内の温度は年中14度前後と長袖



のシャツでも肌寒いほどで、暗闇の坑道を懐中電灯で照らしながら歩きます。途中、神岡鉱山の歴史紹介や大型重機の展示コーナーなどを見学した後、スーパーカミオカンデの巨大タンク上部に立ち、研究者から施設の説明を受けました。

昨年10月に、同施設での研究成果により、梶田隆章先生がノーベル物理学賞を受賞されたこともあり、同施設に対する関心も例年に増して大きく、遠方からも多数の応募者があり、その中から抽選で選ばれた、約800名の参加者の方々が、普段は見る事ができない坑内の施設や環境を体感しました。(追分 記)

## 金山支部 「ひまわりまつり」開催

7月16日、下呂市金山町井尻地区のひまわり畑で、恒例のひまわりまつり(ひだ金山まちづくり協議会主催)が開催され、多くの来場者でにぎわいました。

地域おこしの一環として、数年前に休耕田を活用してひまわりの種を植えたのをきっかけにまつりが始まり、地元ではすっかり夏の風物詩となっています。

国道41号と県道関金山線道沿いの90アール畑を約8万本の黄色い花が埋め尽くし、車窓からもよく目立つので、思わず車を止めて立ち寄る人もたくさんいました。

会場周辺では、軽トラ市や飲食バザーの出店、また、カブトムシ販売や絵手紙、丸太切り体験コーナーなどの催しが行われました。(矢島 記)





## 青年部会だより

### 第38回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会の開催計画

- 日 時 平成28年10月14日(金) 15:30～
- 場 所 恵那峡グランドホテル
- 内 容 メインテーマ 「青年部会活動のさらなる充実と部会員増強」  
サブテーマ ①小学校での租税教室について  
②別の手法の租税教育活動の効果と実施方法などについてのレクチャー  
③部会員拡大について  
(今回は分科会形式で、6つのグループに分かれて討議をします。)
- 参 加 者 各単位会より8名、来賓を含め110名
- 主 管 (一社)中津川法人会青年部会

※来年度は当飛驒法人会青年部会が主管を務めて協議会が開催されます。  
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

### 租税教室講師養成講座および租税教室開催

今年度も活動の柱となっています租税教育に力を入れていますが、昨年も各支部青年部会が飛驒各地の小中学校17校750名を超える児童・生徒に租税教室を開催しました。今年度は17校の小中学校に租税教室を行う予定です。

それに先駆けて昨年のように岐阜北税務署より広報広聴官を講師にお招きして、8月29日(月)に高山観光ホテルにおいて講師養成のための研修会を開催します。

開催校の予定は下記の通りです。

#### 平成28年度租税教室引受予定校

下呂市立金山小学校	下呂市立下呂小学校	下呂市立萩原小学校
下呂市立馬瀬小学校	下呂市立小坂小学校	下呂市立尾崎小学校
高山市立久々野小学校	高山市立北小学校	高山市立西小学校
高山市立新宮小学校	高山市立丹生川小学校	飛驒市立古川小学校
飛驒市立神岡中学校	飛驒市立山之村中学校	高山市立栃尾小学校
高山市立本郷小学校	高山市立北稜中学校	以上17校を予定



## 女性部会だより

### 飛驒法人会 女性部会の地域社会貢献活動の状況

女性部会では、毎年社会貢献活動を行っております。今年度は6月3日高山市山田町の社会福祉法人飛驒慈光会 高山山ゆり園で窓拭き作業をいたしました。

また女性部会員がそれぞれタオルや布を持ち寄り寄贈しました。

参加者は税務署長なども参加していただき11名。会議室や集会場、玄関などのガラス拭きをしました。

新規メンバーの参加もあり、参加者同士の懇親も深めることができました。



### 企業訪問「飛驒高山美術館」

今年度の企業訪問は開館20年を迎えた「飛驒高山美術館」におじゃましました。

最初に社長の向井鉄也さんに美術館の設立に至る熱意のあるお話を伺い、続いて主任学芸員水野さんの案内で館内の作品を拝見しました。丁寧な解説をしていただきながら拝見するといつとも違う発見があり、楽しい時間を過ごすことが出来ました。

鑑賞後には美術館のレストランで美味しいランチをいただき、身も心も満たされた有意義な企業訪問となりました。



法人会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ (大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

#### 病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

#### 事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い  
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

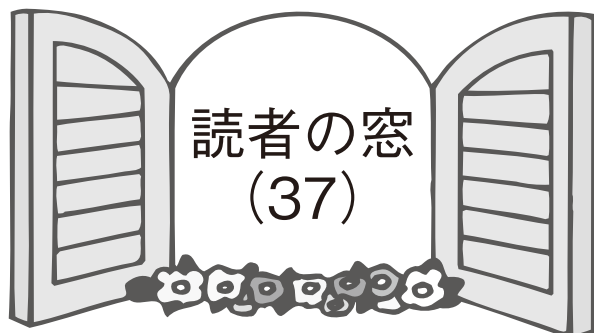
**DAIDO** 大同生命保険株式会社

岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16  
TEL 058-262-5141

**AIU** AIU損害保険株式会社

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16  
(大同生命広瀬ビル7F) TEL 058-262-4771

F-27-1050(平成28年3月22日)



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。  
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた  
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの  
投稿をお待ちしています。  
投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い  
します。

F A X 0577-33-1093  
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

## 日本と税金

飛驒市 40代 男性

私達は様々な機会に税金を国に納めている。気がつかないうちに支払っているものや、確定申告などの時期的なものなど様々だ。

そして不意に思う時がある。「何故税金を支払うのだろう」と。私達の国日本では憲法30条で納税は国民の義務と定められている。つまり国を発展・維持していくために必要であるから皆でお金を出し合おうという制度なのだ。自分たちが働いたお金だから税金を納めず自由に使いたいという考えを持っている人もいるだろうが、それは実は日本という皆で支えあっている国があるからこそ働けて、お金を稼ぐことができるのではないだろうか。

そう考えればこそ、よりよい日本にしていく為の「会費」ならば納税する意義も大きいと思う。

先日、東京都の知事が税金の使い方を指摘され退任する事があった。税金を自分用の現金製造機と勘違いしたからこそ、あのような無駄な使い方ができたのではないか。

日本という国を支えている税金を代表して運用する方々には、国や納税している人に対して常に「守人」である事を忘れないで欲しい。そして有効に税金を使って欲しい。

## 消費税について改めて考える!

下呂市 40代 男性

先日、子供たちが学校で租税教育を受けてきたようだ。

それからというものは、スーパーやコンビニへ行く度に商品の値段と消費税がいくらになるのかをしきりに気に掛けるようになった。子供なりに少ない小遣いを有意義に使おうと努力している。

そんな消費税が10%となるのは延期された。増税の期日が近づいていた頃は軽減税率導入やインボイス制度など、増税と合わせて導入される制度もよく耳にし、頻繁に説明会も開かれていたが、延期になった途端テレビや新聞で聞かなくなってしまった。期間が伸びた事をチャンスと捉え、これを機会にしっかりと制度について学び、子供たちに教えられるようになると思う。

消費者の一人としては値段が上がらない事はうれしいかぎりであるが、子供たちの将来を考えると果たしてこれでよかったのかと思う。軽減税率で1兆円の税金の穴ができるようであるし、子供や孫の負担増にならないよう親として、納税者としてしっかりと納税し使い道を注視していきたい。



## 事務局だより



### 新事務局長です

6月の定期総会において新事務局長として就任しました佐藤 昇です。

私は、平成25年7月に四日市税務署を最後に退官し故郷高山に戻り、自宅において税理士を開業していました。

今回、縁あって事務局長の大役をお受けすることになりました。事務局長として会員の皆様のお役に立ちたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、前専務理事の森 眞砂様には、1年間ありがとうございました。

### 講演会開催のお知らせ(速報版)

- **と き** 平成28年11月9日(水)  
午後7時～8時(開場6時30分)
- **と ころ** 高山市役所 地下市民ホール
- **講 師** たけだくにひこ  
**武田 邦彦** 氏(中部大学総合工学研究所 特任教授)



工学博士、専攻は資源材料工学。東京大学などの非常勤講師、文部科学省中央教育審議会専門委員などを経験。日本工学教育協会教育賞(倫理)や日本原子力学会平和利用特賞を始め数々の受賞をされ、また、「子供を放射能汚染から守り抜く方法」など多数の著書があります。

テレビ出演も多数あり「ホンマでっか!? TV」(フジテレビ)、「FNN東海テレビスーパーニュース」(東海テレビ)、「ゴゴスマ」(CBCテレビ)などに出演されています。

**入場無料**ですのでどなたでもお聴きいただけます。お誘い合わせてお出掛け下さい。

### 編集後記

■ 残暑お見舞い申し上げます。毎回、表紙の写真の選択には苦勞しています。今回は天生県立自然公園の写真にしました。涼しさを感じられます。

■ 高山税務署は7月10日付けにて人事異動がありました。何人かの署員の方々が異動されました。新署長の土屋雅則さんは岐阜県武儀郡武儀町のご出身です。「適正・公平な課税・徴収」を図っていくとのことです。18年前に高山税務署に2年間勤務されたとのこと…。「飛驒法人会だより」の担当は上席 利部建太さんと留任です。引き続きご指導をいただきます。

■ 休憩室は“豊かな郷土づくり”を目指しての活動が掲載されています。ぜひ継続してもらいたいものです。

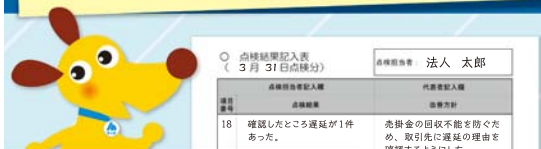
■ 今年度租税教室開催予定17校の一覧があります。講師の研修会も開催され、多くの生徒に税金の大切さを学んでもらいたいものです。(M.N)

### 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

#### 自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



お問い合わせ先 **飛驒法人会** TEL 0577-34-2201 E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

平成28年8月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島 道雄 住 宏 夫 長瀬 栄二郎 高橋 厚生 矢島 俊彦 千田 純弘  
桂川 典輝 細江 和彦 森前 三弘 廣田 耕作 追分 英輔 中田 昭彦  
中谷 敬子 今井 美佐子 村井 智子 中谷 朋子